

令和3年度
旭川市立北星中学校
いじめ防止基本方針



北星中学校いじめ防止対策推進委員会

【 目 次 】

はじめに

I いじめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事項	…	1
1 いじめの定義		
2 いじめの防止等に関する基本的な考え方		
II いじめ防止等のための対策の内容に関する事項	…	3
1 「北星中学校いじめ防止対策推進委員会」の設置		
2 いじめの防止のための措置		
3 いじめの防止等に関する措置		
・北星中学校いじめ防止プログラム	…	7
・早期発見・事案対処マニュアル	…	9
・いじめ発見・見守りチェックシート	…	10
・主な相談窓口	…	11
III その他の留意事項	…	12
1 学校評価を踏まえた取組の改善		
2 校内研修の充実		
3 校務の効率化		
4 地域や家庭との連携		
IV 重大事態について	…	13
1 重大事態とは		
2 重大事態の対処		
3 重大事態対応フロー図		

【別紙資料】

＜別紙＞ いじめの発見・観察ポイント（保護者用）

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある「決して許されない行為」です。

本校では、すべての教職員が「いじめはどの生徒にも、どの学校にも起こりうる、だれでもが加害者にも被害者にもなりうる」という認識に立ち、家庭や地域、教育委員会などと連携し、いじめの未然防止と早期発見・早期対応、解決のための取り組みを推進してまいりました。

また、いじめは決して許されない行為であるとの認識の下、いじめられている子どもがいた場合には最後まで守り抜き、いじめをしている子どもには、その行為を許さず、毅然と指導に努めているところです。

一方、昨年度のいじめアンケート調査や教育相談などでは、「嫌な思いをした」という訴えが各学年で数件ずつありました。その内容は「冷やかしからい」「悪口」、「SNSでの誹謗中傷」「嫌なことをされた」などです。

いずれも、相手の気持ちを考えて行動することができれば、心を傷つけたり、嫌な思いをさせたりすることはなかったはずです。

したがって、生徒一人一人がいじめ問題と真剣に向き合う時間や、いじめ根絶に向けた願いをスローガンとしてまとめたり、いじめられている仲間やいじめの傍観者の気持ちを想像する時間など、「いじめは絶対に許されない」という認識を高める教育活動を継続してまいります。

令和3年度の重点目標は、「夢と志をもって、自他を尊重しながら主体的・対話的に学ぶ生徒の育成」といたしました。保護者や地域の皆様にご支援・ご協力を賜り、夢と志をもって、可能性に挑戦する行動力を高めていきたいと考えております。

一方、学校は一つの社会であり、それぞれ多様な個性をもつ子どもが集まり集団生活をする場です。お互いを理解し、尊重し合い、相手を思いやる心を持ち、その心を形として表していくことが大切です。そこで、昨年度より「私も大切♡あなたも大切」を北中生のキーワードとして、生徒が主役となり、心豊かに安心して過ごせる学級・学年・学校づくりを推進しております。

また、「自分と同じように、だれもがみんなそれぞれよさをもっている」「みんなと同じように、自分にもよさがある」など、自分自身のよさを自覚することで周りのよさに気付くことがあります。さらに、周りの人に認められることで自分に対する自信が高まります。このように、すべての教育活動で、「人権意識」と「自己肯定感」を高める指導を重視しているところです。

上記のような本校の現状、子どもや教職員等のいじめ根絶への願いを実現するために、「いじめ防止対策推進法」に基づき、「いじめの防止等のための基本的な方針（以下「国の基本方針」という。）」等を参考に、いじめの防止等の対策を総合的かつ効果的に推進するための「学校いじめ防止基本方針」を策定するとともに、学校いじめ対策組織を設置し、いじめの防止に向けた取組の充実と適切で迅速な対応に努めます。

I 旭川市立北星中学校いじめ防止基本方針

1 いじめの定義

「いじめ防止対策推進法」では、いじめを次のように定義しています。

- 第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
- 2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。
- 3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。
- 4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

2 いじめの防止等に関する基本的な考え方

「いじめ防止対策推進法」では、学校及び学校の教職員の責務（第8条）と、保護者の責務等（第9条）が定められています。

保護者の責務としては、保護する生徒がいじめを行うことのないよう、当該生徒に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めることや、保護する生徒がいじめを受けた場合には、適切に当該生徒をいじめから保護すること、学校等が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めることが定められています。

本校及び本校の教職員は、法に基づき、保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速に対処します。

本校の生徒や保護者、教職員は「いじめ」があってはならないことを理解しています。しかし、生徒間ではコミュニケーションの不足で、「いじめ」に発展しかねない言動をしてしまうことがあり、その先を予想できる力が大切であることを様子を見ながら指導していく必要があります。

（1）いじめの防止

いじめはどの子どもにも起こりうることから、何よりも、生徒をいじめに向かわせないための未然防止の取組が大切です。

そのため、生徒が他の生徒や教職員と信頼できる関係の中で安心して安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加し、活躍でき

る授業づくりや集団づくりに努めます。

また、未然防止の取組が着実に成果を上げているかどうかについて、日常の生徒の行動の様子や定期的なアンケート調査などで検証し、どのような改善を行うのか、どのような新たな取組を行うかなどを定期的に検討するなど、PDCAサイクル（取組の計画－実行－点検－見直し）に基づいた取組を行います。

（２）いじめの早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、けんかやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることもあるため、たとえ、ささいな兆候であっても、背景にある事情を調査し、いじめに該当するか否かを判断します。

また、日頃から教職員による見守り活動を行うなど、生徒が示す小さな変化や心のサインを見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に生徒の情報交換を行い、情報の共有に努めます。

（３）いじめへの対処

いじめを発見したり、通報を受けたりした場合は、特定の教職員で抱え込まず、速やかに学校全体で組織的に対応します。

いじめられた生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度でいじめた生徒を指導します。当該保護者の協力を得て、必要に応じて関係機関等と連携を図るなど、学校全体で組織的にいじめの解消に努めます。

Ⅱ いじめ防止等のための対策に関する事項

1 「北星中学校いじめ防止対策推進委員会」の設置

(1) 設置の目的

○本校生徒がいじめの加害者や被害者にならないよう、「未然防止」の取組を、意図的・計画的に行い、いじめを生まない土壌を形成します。また、取組が着実に成果を上げているかどうかについて、日常の生徒の行動の様子やアンケート調査などで検証を行い、PDCAサイクルに基づいた取組を推進します。

○どの生徒にとってもいつでもいじめや人間関係の悩みなどについて相談がしやすいよう、信頼関係の構築に努めるとともに相談体制を整備します。また、些細な兆候も見逃さないよう、いじめの疑いも含め、日頃の見守り活動や教師間の情報交換を積極的に行い、早期発見・いじめ事案対処（以下「事案対処」）に努めます。

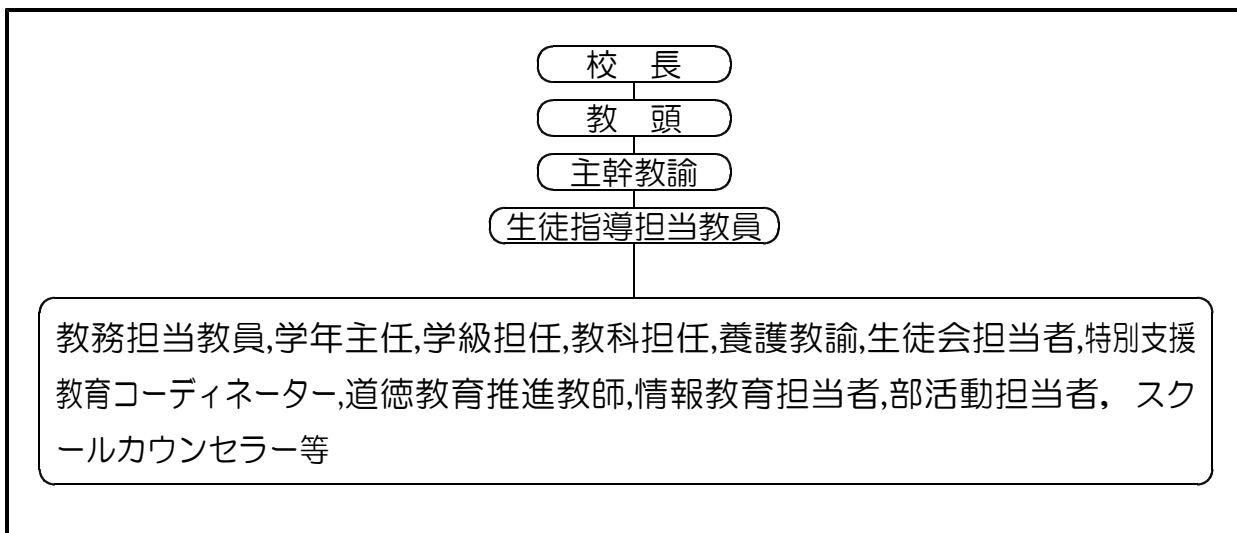
○いじめが発見された場合には、特定の教職員で抱え込まず、組織的に対応します。また、いじめられた生徒の心身の安全を速やかに確保し、学校に安心して登校できる環境を整えます。

○加害生徒には、再発の防止に向け教育的配慮の下、毅然とした態度で指導をするとともに、当該保護者との連携を図ります。

○いじめが重大な犯罪行為として判断される場合には、関係機関と連携を図ります。

(2) 推進委員会の構成

○以上の目的を果たすため、以下のメンバーにより推進委員会を構成し、定期的に会議を開くなど、推進委員会が中心となり組織的にいじめ防止対策を推進します。



2 いじめの防止のための措置

(1) いじめの防止のための措置

①いじめについての共通理解

- ア) いじめの態様や特質，原因・背景，具体的な指導上の留意点について，職員会議や校内研修において周知し，教職員全員の共通理解を図ります。
- イ) いじめの未然防止に向けた授業を行うとともに，生徒用「学校いじめ防止基本方針」を作成し，学校いじめ対策組織の存在や取組について，生徒が容易に理解できるような取組を進めます。

②いじめに向かわない態度・能力の育成

- ア) 教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実や，読書活動・体験活動などの推進により，生徒の社会性をはぐくむ取組を進めます。
- イ) 幅広い社会体験，生活体験の機会を設け，他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を養うとともに，自分の存在と他者の存在を等しく認め，互いの人格を尊重する態度を育てます。

③いじめが生まれる背景と指導上の注意

- ア) いじめの加害の背景には，人間関係のストレスをはじめ，学習の状況等が関わっていることを踏まえ，授業についていけない焦りや劣等感がストレスにならないよう，一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりに努めます。
- イ) 教職員の不適切な認識や言動が，生徒を傷付けたり，他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう，指導の在り方には細心の注意を払います。

④自己有用感^{※1}や自己肯定感^{※2}をはぐくむ指導の充実

- ア) 教育活動全体を通じ，生徒が活躍でき，他者の役に立っていると感じることが出来る機会を全ての生徒に提供し，生徒の自己有用感を高めるよう努めます。
- イ) 自己肯定感が高まるよう，困難な状況を乗り越えるような体験の機会を設けるなどの工夫に努めます。
- ウ) 自己有用感や自己肯定感，社会性などは，発達段階に応じて身に付いていくものであることを踏まえ，小・中学校間で連携した取組を進めます。

※1 自己有用感…他者との関係の中で「自分は役に立っている」など，自らの存在を価値あるものと受け止められる感情

※2 自己肯定感…「自分はよいところがある」，「自分は〇〇ができる」など，自らを積極的に評価できる感情

⑤生徒自らがいじめの未然防止について考え，取り組む指導の充実

- ア) 生徒自らが，いじめの問題について，主体的に考え，いじめの防止を訴える取組を生徒会を中心に進めます。

- イ) 生徒会を中心とした取組を行う際に、全ての生徒が、いじめ防止の取組の意義を理解し、主体的に参加できるよう活動の工夫を図ります。
- ウ) 生徒が傍観者とならず、学校いじめ対策組織への報告をはじめとするいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努めます。

(2) 早期発見のための措置

- ①日常の観察やふれあい活動、定期的なアンケート調査、「いじめ発見・見守りチェックシート」*P10参照の活用、教育相談の実施などにより、いじめの早期発見に努めるとともに、生徒が日頃から相談しやすい雰囲気をつくります。
- ②生徒及び保護者に保健室（養護教諭）や相談室（スクールカウンセラー等）の利用や関係機関等の電話相談窓口*P11参照について周知し、いじめについて相談しやすい体制を整備します。

(3) いじめに対する措置

①いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ア) 「けんか」や「ふざけ合い」であっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断します。
- イ) いじめられた生徒やいじめを知らせてくれた生徒の安全を確保します。対策組織の計画に基づき、日常の観察や「いじめ発見・見守りチェックシート」*P11参照の活用など、いじめの再発や新たないじめが起きないように見守ります。
- ウ) 生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察等関係機関と連携し、適切な援助を求めます。

②いじめられた生徒及びその保護者への支援

- ア) いじめられた生徒から、事実関係の確認を迅速に行い、当該保護者に伝えます。
- イ) いじめられた生徒の見守りを行うなど、いじめられた生徒の安全を確保します。
- ウ) 必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールサポーターなど外部専門家の協力を得て対応します。

③いじめた生徒への指導及びその保護者への助言

- ア) いじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、いじめを止めさせ、その再発を防止します。
- イ) いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、健全な人格の

発達に向けた指導を行います。

ウ) 事実関係の確認後、当該保護者に連絡し、以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、継続的な助言を行います。

④いじめが起きた集団への働きかけ

ア) いじめを傍観していた生徒に、自分の問題として捉えさせ、いじめを止めさせることはできない場合でも、誰かに知らせる勇気をもつよう伝えます。

イ) 学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという意識を深めます。

⑤インターネット上のいじめへの対応

ア) 情報モラル教育を進めるとともに、保護者に対して啓発を行います。

イ) 学校ネットパトロールを実施し、早期発見に努めます。

ウ) 不適切な書き込みを発見した場合は、保護者との協力、連携の下に速やかに削除を求めるなどの措置を講じるとともに、必要に応じて、関係機関に適切な援助を求めます。

(4) いじめの解消

①いじめが「解消している」状態

単に謝罪をもって安易に解消とせず、次の2つの要件が満たされている場合、解消と判断します。

ア) いじめられた生徒へのいじめとされた行為が、目安として少なくとも3か月止んでいる状態が、継続していること。

イ) いじめられた生徒本人及びその保護者に対し、面談等を行った結果、いじめられた生徒が、心身の苦痛を感じていないと認められること。

②観察の継続

ア) いじめが「解消している」状態とは、あくまでも一つの段階に過ぎないため、いじめが再発する可能性があり得ることを踏まえ、「いじめ発見・見守りチェックシート」*P10参照を活用するなど、生徒や学級等の観察を注意深く続けます。

イ) いじめが解消していない段階では、いじめられた生徒を徹底的に守り通し、安全・安心を確保します。

(5) 北星中学校いじめ防止プログラム

は、未然防止の取組

は、早期発見の取組

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
教職員	○北星中学校いじめ防止対策推進委員会 ・学校いじめ防止基本方針の学校ホームページでの公開 ・生徒、保護者への説明内容の検討 ○生徒に関わる学校間の情報交流(授業参観等) ○校内研修(1) ・生徒理解研修① ・自己肯定感や自己有用感を高める指導の在り方 ○学校ネットパトロール(毎月実施)	○北星中学校いじめ防止対策推進委員会 ・校内研修(1)の内容の検討及び準備、運営 ・いじめ撲滅集会の計画及び運営 ・いじめ・非行防止強調月間の取組の検討 ○ふれ合い活動の推進(通年)	○北星中学校いじめ防止対策推進委員会 ・校内研修(2)の内容検討及び準備、運営 ・アンケートの集計、分析 ○校内研修(2) ・教育相談の在り方 ※講師:スクールカウンセラー ○道教委いじめ問題への取組状況の調査① ○教育相談①	○北星中学校いじめ防止対策推進委員会 ・各種調査の実施方法の確認 ・1学期の取組の点検・評価 ・2学期の重点の検討 ○生徒に関わる学校間の情報交流(授業参観等) ○市教委いじめに関する実態調査①	○北星中学校いじめ防止対策推進委員会 ・校内研修(3)の内容検討及び準備、運営 ・ほっと、Q-U等、各種調査の結果の分析 ○校内研修(3) ・生徒アンケートや各種調査結果の活用 ○「旭川市生徒指導研究協議会」への参加	○北星中学校いじめ防止対策推進委員会 ・旭川市生徒指導研究協議会の内容についての還流 ・前期の取組についての点検・評価 ・いじめ・非行防止強調月間の取組の検討 ○道教委いじめ問題への取組状況の調査②
生徒	○学校いじめ防止基本方針の説明 ○学習及び生活の基礎づくり ・学習規律、学習習慣 ・基本的な生活習慣 等 ○いじめ相談窓口の周知 ・校内の窓口 ・「子ども版市長への手紙」 ・子ども総合相談センター等	○いじめ防止の理解を深める学習①(学級活動・道徳の時間) ○全校集会の実施 ・いじめ撲滅宣言 等 ○ネット安全教室の実施	○生徒アンケート調査① ○いじめ・非行防止強化月間① ○中連生活部6月研修会の参加(中学校)	○道教委いじめアンケート調査① ○各種調査の実施 ○「中連生活部夏季研修会」への参加	○ボランティア活動の実施	○いじめ防止の理解を深める学習(学級活動・道徳の時間)
家庭・地域	○保護者懇談会 ・学校いじめ防止基本方針の説明 ・インターネット上のいじめの防止に関わる啓発 ○学校いじめ防止基本方針の学校HPでの公開 ○チェックリストの活用(通年) ○いじめに関わる情報収集(通年)	○ネット安全教室への保護者の参加呼びかけ ○家庭訪問		○1学期の取組の状況等についての公表 ・学校だより	○「旭川市生徒指導研究協議会」への保護者の参加呼びかけ	

	10月	11月	12月	1月	2月	3月
教職員	○北星中学校いじめ防止対策推進委員会 ・校内研修(4)の内容の検討及び準備、運営 ・後期の重点的な取組 ○校内研修(4) ・生徒理解研修② ○校下小中学校との連携 ・授業参観 等	○北星中学校いじめ防止対策推進委員会 ・アンケート調査の取りまとめ及び結果の分析 ・学校評価における点検項目についての検討 ○生徒に関わる学校間の情報交流(授業参観等) ○道教委いじめ問題への取組状況の調査③ ○教育相談②(三者懇談)	○北星中学校いじめ防止対策推進委員会 ・2学期の取組の点検・評価 ・3学期の重点の検討 ○学校評価 ・いじめの防止等に関わる取組にいての点検 ○市教委いじめに関する実態調査②	○北星中学校いじめ防止対策推進委員会 ・学校評価の結果の分析 ・いじめ防止に係る学年集会の内容の検討 ○ボランティア活動の実施	○北星中学校いじめ防止対策推進委員会 ・校内研修(5)の内容の検討及び準備、運営 ・1年間の取組についての点検・評価 ○校内研修(5) ・インターネット上で行われるいじめへの対応 ○教育相談③	○北星中学校いじめ防止対策推進委員会 ・学校評価等を踏まえた、学校いじめ防止基本方針等の見直し ・新年度における学校いじめ防止プログラムの作成 ○校下小中学校との連携 ・進学に伴う情報交換 等 ○市教委いじめに関する実態調査③
生徒	○いじめ・非行防止強化月間② ○中連生活部夏季研修会を踏まえた取組の実施	○生徒アンケート調査② ○参観日における「いじめ」をテーマとした道徳の時間の授業	○道教委いじめアンケート調査② ○中連生活部12月研修会における取組の報告 ○学年集会の実施 ・いじめ防止に係る取組 等	○ボランティア活動の実施	○生徒アンケート調査③	
家庭・地域	○学校評議員会 ・2学期の取組についての説明	○参観日における「いじめ」をテーマとした道徳の授業公開	○2学期の取組の状況等についての公表 ・学校だより ・参観日 等	○学校評議員会 ・1年間の取組状況の説明 ・学校いじめ防止基本方針に関わる協議	○学校関係者評価の実施	○3学期の取組の状況等についての公表 ・学校だより ・参観日 等

早期発見・事案対処マニュアル

【いじめの把握・報告】

<いじめの把握>

- いじめを受けた生徒や保護者
- 学級担任
- 生徒アンケート調査や教育相談
- 学校以外の関係機関や地域住民
- 周囲の生徒や保護者
- 養護教諭等学級担任以外の教職員
- スクールカウンセラー（SC）
- その他

<いじめの報告>

- 把握者→（学級担任等）→生徒指導担当者→主幹教諭→教頭→校長

いじめ防止対策推進委員会の開催

【事実確認及び指導方針等の決定（いじめ防止対策推進委員会）】

- 事実関係の把握
- いじめ認知の判断
- 指導方針や指導方法の決定
- 対応チームの編成及び役割分担
- 全教職員による共通理解
- SCや関係機関との連携の検討

【教育委員会への報告】

【いじめ防止対策推進委員会による対処】

- いじめを受けた生徒及び保護者への支援
- いじめを行った生徒及び保護者への指導・助言
- 周囲の生徒への指導
- スクールカウンセラーの派遣要請
- 関係機関への相談（教育委員会、旭川市子ども総合相談センター、旭川児童相談所、警察等）

	いじめを受けた生徒	いじめを行った生徒	周囲の生徒
学 校	□組織体制を整え、いじめを止めさせ、安全確保及び再発を防止し、徹底して守り通す。 □いじめの解消の要件に基づき、対策組織で継続して注視するとともに、自尊感情を高める等、心のケアと支援に努める。	□いじめは、他者の人権を侵す行為であり、絶対に許されない行為であることを自覚させる等、謝罪の気持ちを醸成させる。 □不満やストレスを克服する力を身に付けさせる等、いじめに向かうことのないよう支援する。	□いじめを傍観したり、はやし立てたりする行為は許されないことや、発見したら周囲の大人に知らせることの大切さに気付かせる。 □自分の問題として捉え、いじめをなくすため、よりよい学級や集団をつくることの大切さを自覚させる。
家 庭	□家庭訪問等により、その日のうちに迅速に事実関係を説明する。 □今後の指導の方針及び具体的な手立て、対処の取組について説明する。	□迅速に事実関係を説明し、家庭における指導を要請する。 □保護者と連携して以後の対応を適切に行えるよう協力を求めるとともに継続的な助言を行う。	□当該生徒及び保護者の意向を確認し、教育的配慮の下、個人情報に留意し、必要に応じて今後の対応等について協力を求める。

- いじめ防止対策推進委員会におけるいじめの解消の判断（※解消の要件についてはP5～6参照）

【再発防止に向けた取組】

- | | | |
|--|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 原因の詳細な分析 <ul style="list-style-type: none"> □事実の整理、指導方針の再確認 □スクールカウンセラーなど外部の専門家等の活用 ○ 学校体制の改善・充実 <ul style="list-style-type: none"> □生徒指導体制の点検・改善 □教育相談体制の強化 □生徒理解研修や事例研究等、実践的な校内研修の実施 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 教育内容及び指導方法の改善・充実 <ul style="list-style-type: none"> □生徒の居場所づくり、絆づくりなど、学年・学級経営の充実 □道徳の時間の充実等、生徒の豊かな心を育てる指導の工夫 □分かる授業の展開や認め励まし伸ばす指導、自己有用感を高める指導など、授業改善の取組 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 家庭、地域との連携強化 <ul style="list-style-type: none"> □教育方針等の情報提供や教育活動の積極的な公開 □学校評価におけるいじめの問題の取組状況や達成状況の評価 □生徒のPTA活動や地域行事への積極的な参加による豊かな心の醸成 |
|--|---|--|

いじめ発見・見守りチェックシート

年 組 氏名 _____

北星中学校いじめ防止対策推進委員会

朝の会・帰りの会	☐ 遅刻・欠席・早退が増えた。 ☐ 顔色、雰囲気などが普段の様子と違う。 ☐ 表情がさえない、おどおどしている、うつむいていることが多い。 ☐ イライラして、物にあたる。
授業の開始時	☐ 一人遅れて教室に入る。 ☐ 泣いていたり、泣いた形跡がある。 ☐ 机の上や中が汚されている。 ☐ 机や椅子が乱雑にされている。 ☐ 周囲が何となくざわついている。 ☐ 座席が替わっている。
授業中	☐ 特定の生徒の名前が何度も話題になる。 ☐ グループ分けや班活動で孤立しがちである。 ☐ 配付物がきちんと配られない。 ☐ 発言すると周囲から意味ありげな笑いが起こる。 ☐ 冷たい視線が注がれる。 ☐ 教科書やノートに落書きされる。 ☐ 保健室に頻繁に行こうとする。
休み時間	☐ 職員室や保健室に頻繁に行く。 ☐ 先生の近くに居ることが多い。 ☐ 特定の生徒を避ける動きが見られる。 ☐ 一人でぼつんとしている。 ☐ 特定の生徒を囲むように生徒が集まる。 ☐ 遊びでいつも苦しい立場に立たされる。 ☐ 格闘遊びなどでいつも相手をさせられる。 ☐ 侮蔑の言葉が特定の生徒に対して向けられる。 ☐ 集団でトイレに行って、なかなか出て来ない。
昼食（給食）時	☐ 配膳すると嫌がられる。 ☐ 食べ物にいたずらされる。 ☐ 望まないおかずを多く盛られる。 ☐ 食べ物を他人に取られる。 ☐ グループから外れて一人で食べる。
清掃時	☐ 嫌な作業をいつもやらされる。 ☐ 最後まで一人で作業をやらされる。
放課後（部活動）	☐ 急いで一人で帰る。 ☐ 先生に何か言いたそうにしている。 ☐ 他の生徒の分まで荷物を持たされる。 ☐ 部活動の後片付けを一人でやっている。 ☐ 部活動を休みがちになる。
その他	☐ 成績が急に下がる。 ☐ 服が汚れていたり、不自然な乱れがある。 ☐ 理由がはっきりしていないあざや傷がある。 ☐ 日記、作文、絵画、答案等に気になる表現や描写がある。 ☐ 持ち物に落書きされたり、靴や傘を隠されたりする。 ☐ 教室の壁や掲示物に、あだ名や悪口などを落書きされる。 ☐ 悪口を言われても、愛想笑いをする。 ☐ 人権を無視したようなあだ名を付けられる。

- ◆ 生徒のささいな変化に気付き、気付いた情報は抱え込まず、学校いじめ対策組織において確実に共有し、速やかに対応を！
- ◆ 日常の生徒とのふれあいを大切に！
- ◆ 気付いたことを、5W1H（いつ、どこで、誰が、誰と、何を、どのように）で付箋用紙等にメモして共有を図るなど、学校全体で早期発見を！

主 な 相 談 窓 口

◆旭川市子ども総合相談センター

<住 所>

〒070-0040 旭川市10条通11丁目

<電話番号>

代 表 0166-26-5500

子どもホットライン 0120-528506（こんにちはコール）

<受付時間>

月・木 8:45~20:00

火・水・金 8:45~17:15

◆子どもの人権110番（旭川地方法務局）

<住 所>

〒078-8502 旭川市宮前1条3丁目3番15号（旭川合同庁舎）

<電話番号>

0120-007-110（ゼロゼロなの ひゃくとおばん）

<受付時間>

月~金 8:30~17:15

◆子ども相談支援センター（北海道教育委員会）

<住 所>

〒060-8544 札幌市中央区北3条西7丁目道庁別館8階

<電話番号>

0120-3882-56

<受付時間>

毎日24時間

◆少年相談110番（北海道警察本部）

<住 所>

〒060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目

<電話番号>

0120-677-110

<受付時間>

月~金 8:45~17:30

◆スクールカウンセラーへの相談も受け付けております。

基本的に、毎週水曜日 13:00~17:00

旭川市立北星中学校 TEL 51-5491

Ⅲ その他の留意事項

1 学校評価を踏まえた取組の改善

学校評価において、いじめ防止のための取組に係る達成目標を設定し、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、評価結果を踏まえてその改善・充実に取り組めます。

2 校内研修の充実

全ての教職員の共通認識を図るため、いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を計画的に行います。

スクールカウンセラーや、旭川市子ども総合相談センターのスクールソーシャルワーカーや臨床心理士等を活用し、教職員のカウンセリング能力等の向上のための校内研修の実施に努めます。

3 校務の効率化

教職員が児童生徒と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるよう、管理職は、一部の教職員に過重な負担がかからないように校務分掌を適正化し、組織的体制を整えるなど、校務の効率化を図ります。

4 地域や家庭との連携

学校いじめ防止基本方針を学校ホームページに掲載するとともに、年度始めの保護者懇談会等における説明により、家庭や地域に対して、いじめの問題の重要性について認識を広めます。また、学校だよりや学校ホームページ等を通じて、いじめの防止等に関わる児童（生徒）の自主的な活動や学校の取組等を積極的に発信し、家庭や地域と共通理解を図り、緊密に連携します。

Ⅳ 重大事態について

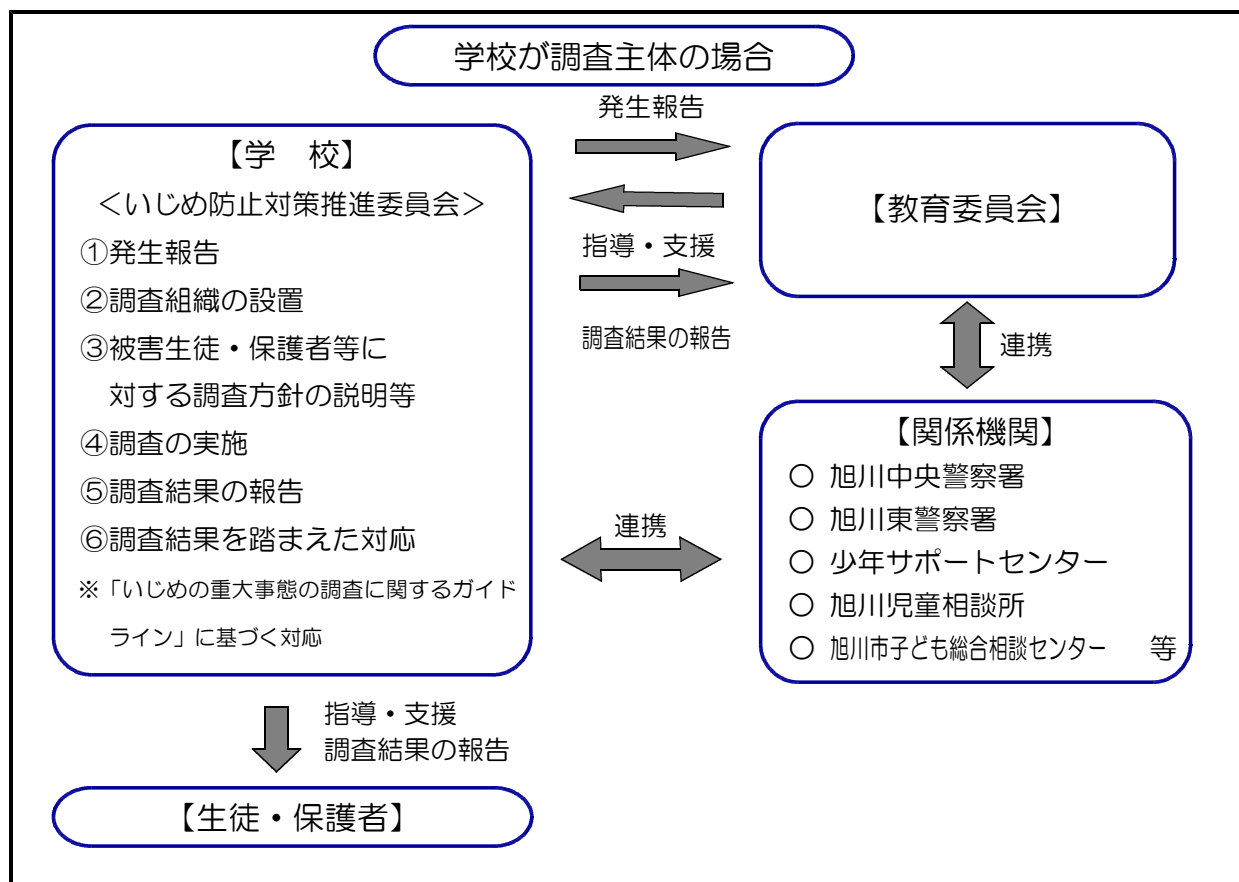
1 重大事態とは

- いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったとき。
＊重大事態か否かの判断は、「いじめ防止対策推進法」や「国の基本方針」、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」等を参考にする。

2 重大事態の対処

- 重大事態が生じた疑い又は重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告し、「重大事態対応フロー図」*³に基づいて対応します。
- 学校が事実関係を明確にする調査を実施する場合は、「学校いじめ対策組織」において実施し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応します。
- 調査結果は、被害生徒及び保護者に対して適切に提供します。

3 重大事態対応フロー図



いじめの発見・観察ポイント（保護者用）

いじめが発見されにくい原因の一つは、お子様が、保護者に心配をかけたくない、いじめられていることが恥ずかしい、いじめを告白するとさらに状況が悪くなるなどと考え、事実を隠そうとすることにあります。

しかし、いじめられているお子様の言動には、何かしら変化が表れます。普段の様子を丁寧に観察していれば、いじめの兆候を見付けることが可能です。

次の観察ポイントを参考に、少しでも気になることがあれば、担任の先生や学年の先生などに相談しましょう。

第1段階 観察しましょう

- ☐「行ってきます」「ただいま」などの声に元気がない。
- ☐兄弟姉妹に乱暴な態度をとる。
- ☐保護者への反発が強くなる。
- ☐食欲がない。
- ☐寝言などでうなされることがある。
- ☐勉強に身が入ってないように見える。
- ☐帰宅時に洋服が汚れていたり、破れていたりする。
- ☐最近、よく物をなくす。
- ☐学校のことを尋ねると「別に」「普通」などと言い、具体的に答えない。
- ☐メールやブログ等を今まで以上に気にする。
- ☐友達から呼び出される。
- ☐頭痛、腹痛を訴え、登校を渋る。
- ☐学校のノートや教科書を見せたがらない。（＊教科書への落書き、破れ）
- ☐保護者の前で宿題をやろうとしない。（＊プリントへの落書き、破れ）
- ☐学校行事に来ないでほしいと言う。
- ☐学校からのプリントを見せない。
- ☐放心状態でいることがよくある。
- ☐何もしていない時間が多い。
- ☐倦怠感、疲労、意欲の低下が見られる。
- ☐無理に明るく振る舞っているように見える。

第2段階 いじめられている可能性を疑い、学校に相談しましょう

- ☐ 「行ってきます」「ただいま」を言わない。
- ☐ 気分の浮き沈みが激しい。
- ☐ 兄弟姉妹にあたるが増える。
- ☐ 理由もなくイライラする。
- ☐ 食欲が無くなり、家族と一緒に食事をしない。
- ☐ 成績やテスト結果が急に下がる。
- ☐ 制服や衣服の汚れが顕著になる。
- ☐ 物がなくなる理由を聞いても「分からない」と反発する。
- ☐ 学校のことを詳しく、具体的に聞こうとすると怒る。
- ☐ メールやブログ等を見ようとししない。
- ☐ いたずら電話がよくかかってくる。
- ☐ ちょっとした音に敏感になる。
- ☐ 友人からの電話に「ドキッ」とした様子を見せる。
- ☐ 親に聞かれないようにひそひそ電話が多くなる。
- ☐ 学校や友達の話題を避けるようになる。
- ☐ 持ち物への落書きがある。
- ☐ 衣服、制服、靴などを親の知らないところで自分で洗う。
- ☐ 原因不明の頭痛、腹痛、吐き気、食欲低下等の身体症状が見られる。
- ☐ 登校を渋る。
- ☐ 身体を見せたがらない。
- ☐ 外に出たがらない。外に出たときに周囲を気にする。

第3段階 学校と連絡を取り合って対応しましょう。

- ☐ 急に誰かを罵ったりする。
- ☐ かばんの中に悪口が書かれた手紙や紙切れがある。
- ☐ 身体に理由のはっきりしない傷跡があり、隠そうとする。
- ☐ 身体にマジックによるいたずらがある。
- ☐ 急に友達関係が変わる。
- ☐ 友達から頻繁に呼び出される。
- ☐ 学校と家庭で話す内容に食い違いがある。
- ☐ 悪夢を見ているようで夜中に起きることがある。
- ☐ 部活動を休むことが多くなり、急にやめると言い出す。
- ☐ 学校を転校したいと言い出す。
- ☐ 金遣いが荒くなったり、保護者の金を持ち出したりするようになる。
- ☐ 以前では考えられないような非行行動が見られる。
- ☐ 自傷行為（リストカット等）に及ぶことがある。
- ☐ 日記等に自己の存在を否定するような文言が見られる。